

顕彰規定

第1条 この規定は、香川県におけるバレーボール競技の普及発展に功労のあった者（団体を含む、以下同じ）及び、県内外で優秀な成績を修めた者（団体を含む、以下同じ）の顕彰に関することを定める。

第2条 この表彰の対象は次のとおりとする。

1. 功労者表彰
2. 指導者表彰
3. 優秀選手表彰

第3条 第1条の目的に適合し次の各号に該当する者に対して、表彰状又は感謝状と記念品を贈る。

1. 功労者表彰

香川県バレーボール協会の役員として、永年にわたりその功績が顕著な者。

香川県におけるバレーボール競技の普及発展に功績顕著な者。

日本代表として国際大会に参加した者。

（財）日本バレーボール協会主催・共催の全国大会で3位以内に入賞した団体及び、この大会において優秀選手として推薦された者。

2. 指導者表彰

功労者表彰に該当する者の育成に功績が特に顕著な指導者。

3. 優秀選手表彰

香川県バレーボール協会が、主催・共催する大会の大会に出場した選手のうち、それぞれの大会で技能・マナーともに優れ、優秀な成績を修めた者。

その他、その活躍が顕著であると認められた者。

第4条 これらの表彰は、評議員会の席上で行う。

第5条 これらの表彰の選考は、会長・副会長・理事長及び常任理事で構成された選考委員会で行う。このとき会長が委員長を務める。

附則

第6条 この規定は、昭和62年 4月 1日から実施する。